

八代おもいやりネット規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は八代おもいやりネット（以下、「本会」という。）と称し、事務所を八代ふれあいセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、八代地区住民の範囲（以下、「地区」という。）における共通の課題解決を図り、地域コミュニティの構築のため地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関すること
- (2) 区の相互交流・親睦に関すること
- (3) 地区と行政機関との連携に関すること
- (4) その他目的達成に必要なこと

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第5条 本会は運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 支部長会
- (4) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は代議員により構成する。

- 2 総会は会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、決議する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上から請求があったとき開催する。
 - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員の選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。

(役員会)

第7条 役員会は正副会長、正副支部長会長、正副部会長で組織し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(支部長会)

第8条 支部長会は会長、副会長(会計)及び支部長(各区長)で組織し、必要に応じて会長が招集し(支部長からの要請も含む)地区住民全体に関する事項を審議する。

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員(以下「コミュニティ委員」という。)は、各区から比例配分により選任された者をもって構成する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会構成員の互選により選任する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 振興部会
 - (2) 文化体育部会

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

第3章 代議員

(代議員)

第11条 代議員は、各区から比例配分により選出されたものとする。

(代議員の任務)

第12条 代議員は、総会又は臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べるができる。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長(会計) | 1名 |
| (3) 正副支部長会長 | 2名 |
| (4) 正副部会長 | 各部会2名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 会長、副会長及び会計は、部会長を兼務できる。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第15条 会長、副会長(会計)及び監事は区長(各支部長)と各区代議員の代表7名が選考委員となって選考し、総会で承認する。

(2) 支部長会長、副支部長会長は支部長の互選で選出し、総会で報告する。

(3) 部会長、副部会長はコミュニティ委員の互選で選出し、総会で報告する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代行する。

- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (6) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代行する。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 財務

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年3月22日から施行する。
- 2 この規約は、平成30年4月27日から改正施行する。
- 3 この規約は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 4 この規約は、令和5年1月18日から改正施行する。
- 5 この規約は、令和6年4月17日から改正施行する。

* 比例配分の詳細は次のとおりとする

第9条 コミュニティ委員 計 31名

区名	藤井区	奈佐路区	谷区	中区	猪爪区	八代区	河江区 小河江区 大岡区
コミュニティ委員	6	6	4	4	4	6	1

・コミュニティ委員が6名の区は2名以上、5名以下の区は1名以上必ず女性を選出すること。但し1名区は除く

第11条 代議員 計 25名

区名	藤井区	奈佐路区	谷区	中区	猪爪区	八代区	小河江区 河江区 大岡区
代議員数	5	5	3	3	3	5	1